

掛川市条例第 25 号

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例

掛川市都市計画税条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
14 法附則第15条第1項、 <u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	14 法附則第15条第1項、 <u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。